

旧 5GHz(J52)認証可能期間が 平成 20 年 5 月 31 日で終了します。

平成 17 年 5 月 16 日に、5GHz 帯小電力データ通信システム(証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 3 の無線設備)の周波数変更を主たる内容とする法改正が為されました。法改正後も、いくつかの条件を満たすことにより、旧周波数 5.17、5.19、5.21、5.23GHz(J52)の技術基準適合証明、工事設計認証を受けることが出来ましたが、当該移行期間が平成 20 年 5 月 31 日に終了となります。平成 20 年 6 月 1 日以降は、旧周波数を含む技術基準適合証明、工事設計認証を受けることができません。また、プログラムの書換えに係る認証も同様の扱いとなります。

弊社では、この移行期間の終了が目前であることから、認証上の混乱を避ける目的で、平成 20 年 5 月 1 日以降、新周波数においてのみ受付けさせていただくこととします。また、プログラムの書換えに係る認証は、平成 20 年 4 月 30 日を以って受付終了とさせていただきます。平成 20 年 5 月 1 日以降に、アンテナの追加、変更等の工事設計の軽微な変更をお申し込みされる場合は次の点にご留意ください。

既認証の J52 を含む無線設備については、アンテナの追加、変更等(工事設計の軽微な変更)の申し込みであっても J52 の周波数を工事設計書から削除する必要があるため「工事設計の変更(通常は特性試験が必要となる変更)」と「工事設計の軽微な変更(アンテナ追加等)」の両方の申し込みをしていただく必要があります。

既認証番号と同じ認証番号を発行する制度(同番発行制度)についてはすでにご案内しておりますとおり、「工事設計の軽微な変更」の内、「アンテナの追加、変更等」のみが実施される場合に適用しているものですので、J52 の周波数削除に伴う「工事設計の変更」の認証が伴う場合、同番発行制度は適用できない旨をあらかじめご了承ください。

前述の「工事設計の変更」と「工事設計の軽微な変更」を同時に実施される場合の認証料金につきましては、後者の「工事設計の軽微な変更」のみを適用させていただきます。(前者の「工事設計の変更」につきましては特別に割引とさせていただきます)



FAQ

Q1:旧 5GHz(J52)の認証を取得しているのですが、平成 20 年 6 月 1 日以降も販売できますか？また、利用可能ですか？

A1:旧 5GHz(J52)にて、またそれを含む形で認証、証明を既に取得している機器について、平成 20 年 6 月 1 日以降も変わらず販売、またご利用いただけます。

ただし、アンテナ追加等変更申請を行う場合、平成 20 年 5 月 1 日以降は旧 5GHz(J52)の受付は不可となります。

Q2:表中の FWUG とは何のことですか？

A2:平成 17 年 5 月 16 日に施行された、プログラムの書換えにより、旧 5GHz(J52)の機器を、新 5GHz(W52)に変更する申請のことです。

略称として Firm Ware Up Grade(FWUG)としております。

本認証を受けることにより、インターネット経由等にて、プログラムの書換えを行うことにより、既存の無線機器についても新 5GHz(W52)へと対応させることが可能です。

Q3:FWUG はいつまで行うことが可能ですか？

A3:平成 23 年 5 月 31 日までとなります。

インターネット経由等により、プログラムの書換えを行う方法を取られている認証取扱事業者様に置かれては、平成 23 年 5 月 31 日までに、書換えサービスの終了をお願いいたします。

Q4:J52 を含む変更申請の場合の申請費用区分はどうなりますか。

A4:本来周波数変更に伴う変更は旧別表 3 号による申請として試験が必要になりますが、法改正による本周波数削除については特別に旧別表 2 号として扱いますので試験をしていただく必要はございません。